

うきは市耐震改修促進計画

平成 23 年 3 月
(令和 3 年 3 月改定)

うきは市

目次

第1章 うきは市耐震改修促進計画の趣旨	1
1 計画策定の目的	2
2 耐震化を取り巻く社会動向	2
(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷	2
(2) 耐震改修促進法改正の概要	4
(3) 福岡県耐震改修促進計画の概要	5
3 計画の位置づけ	6
(1) 位置づけと役割	6
(2) 計画の期間	6
(3) 計画の構成	6
第2章 うきは市における耐震化の課題	7
1 想定される地震規模と被害の想定	8
(1) 想定される地震の概要	8
(2) 想定される被害の状況	14
2 耐震化の現状	15
(1) 対象建築物	15
(2) 耐震化の現状	18
3 耐震改修促進に向けた課題	21
第3章 耐震改修促進計画	23
1 耐震化の目標	24
(1) 目標設定の考え方	24
(2) 耐震化目標の設定	26
2 計画の骨子	28
(1) 耐震化の基本方針	28
(2) 施策の体系	28

3 施策の概要	29
(1) 公共建築物の耐震化	29
(2) 民間特定建築物の耐震化	33
(3) 住宅の耐震化	34
(4) 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	37
(5) 耐震改修を促進する環境整備	42
(6) 耐震改修促進に資するその他の施策	43
第4章 計画の実現に向けて	45
1 関係主体の役割分担	46
2 計画の進行管理	47
資料編	49
1 耐震改修促進法	50
2 国内で発生した大規模地震の概要	79
3 1号・2号特定建築物一覧	86
4 避難所として利用される施設	88
5 用語解説	91

第1章 うきは市耐震改修促進計画の趣旨

1 計画策定の目的

平成 25 年（2013）11 月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正を受け、福岡県は平成 28 年（2016）4 月に、平成 19 年（2007）3 月に策定した「福岡県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を改定しました。

うきは市においても、平成 23 年（2011）3 月に「うきは市耐震改修促進計画」（以下「市促進計画」という。）を策定し、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震化に取り組んできました。また、「うきは市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）では、平時より災害に備える「減災」を防災の基本方針とし、防災拠点となる公共施設の耐震化の推進を重点震災予防対策として位置づけています。

こうしたことから、本市では、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、福岡県や関係団体との連携を図りながら、総合的かつ計画的に建築物の耐震化を促進するため、「市促進計画」を改定するものとします。

2 耐震化を取り巻く社会動向

（1）建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると次ページのとおりとなります。

昭和 43 年（1968）の十勝沖地震及び昭和 53 年（1978）の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和 56 年（1981）6 月に新耐震基準が施行、同様に平成 7 年（1995）に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年 12 月に耐震改修促進法が施行されました。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成 18 年（2006）1 月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

さらに、平成 23 年（2011）に発生した東日本大震災を契機として平成 25 年（2013）11 月に耐震改修促進法が改正され、平成 31 年（2019）1 月には、平成 30 年（2018）の大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、耐震改修促進法施行令が改正され、現在に至っています。

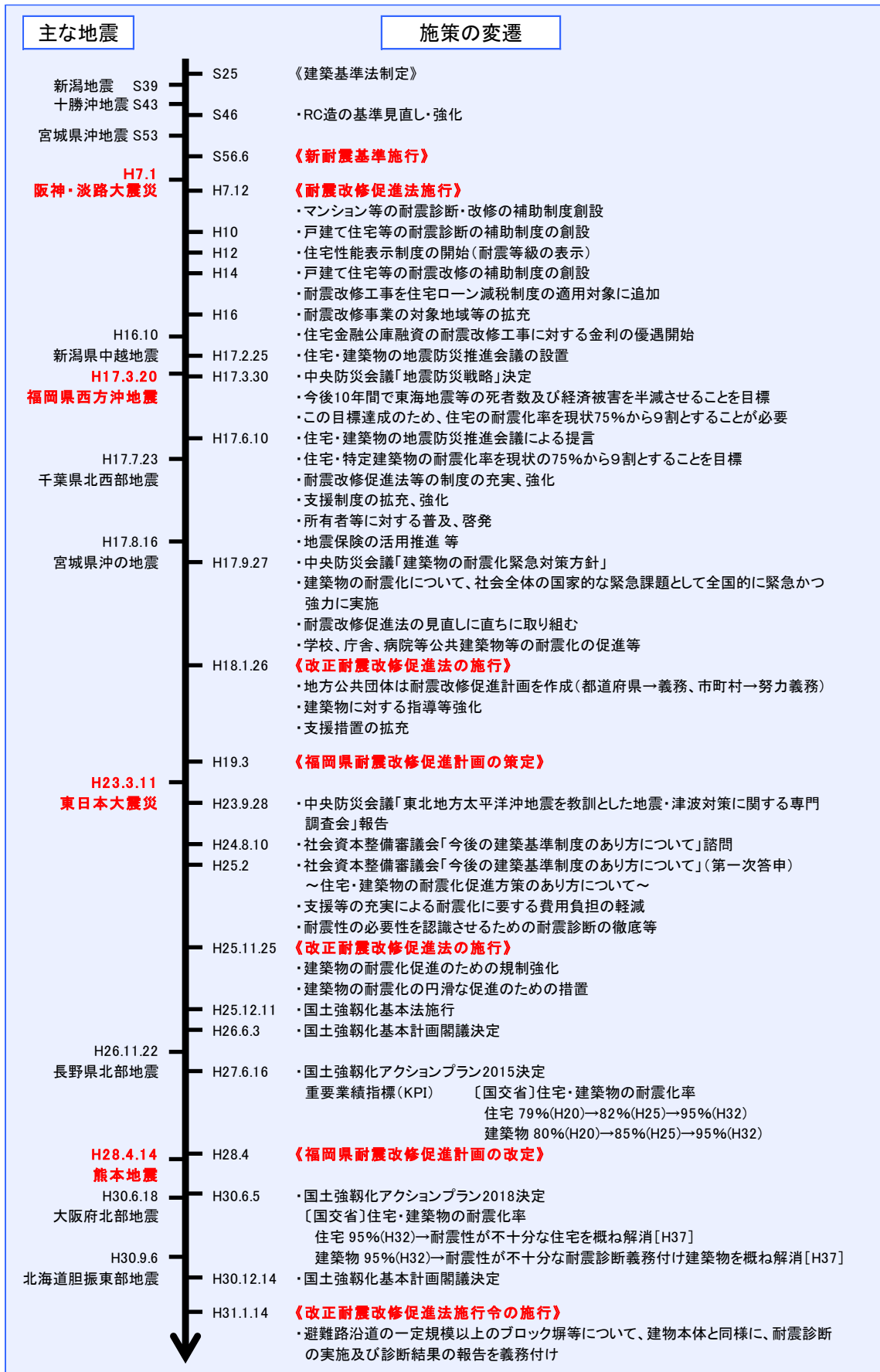


図1 主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷

資料：福岡県建築物耐震改修促進計画（平成28年）、一部加筆

(2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生 of 切迫性が指摘されていることから、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年（2013）11 月より施行されています。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられます。

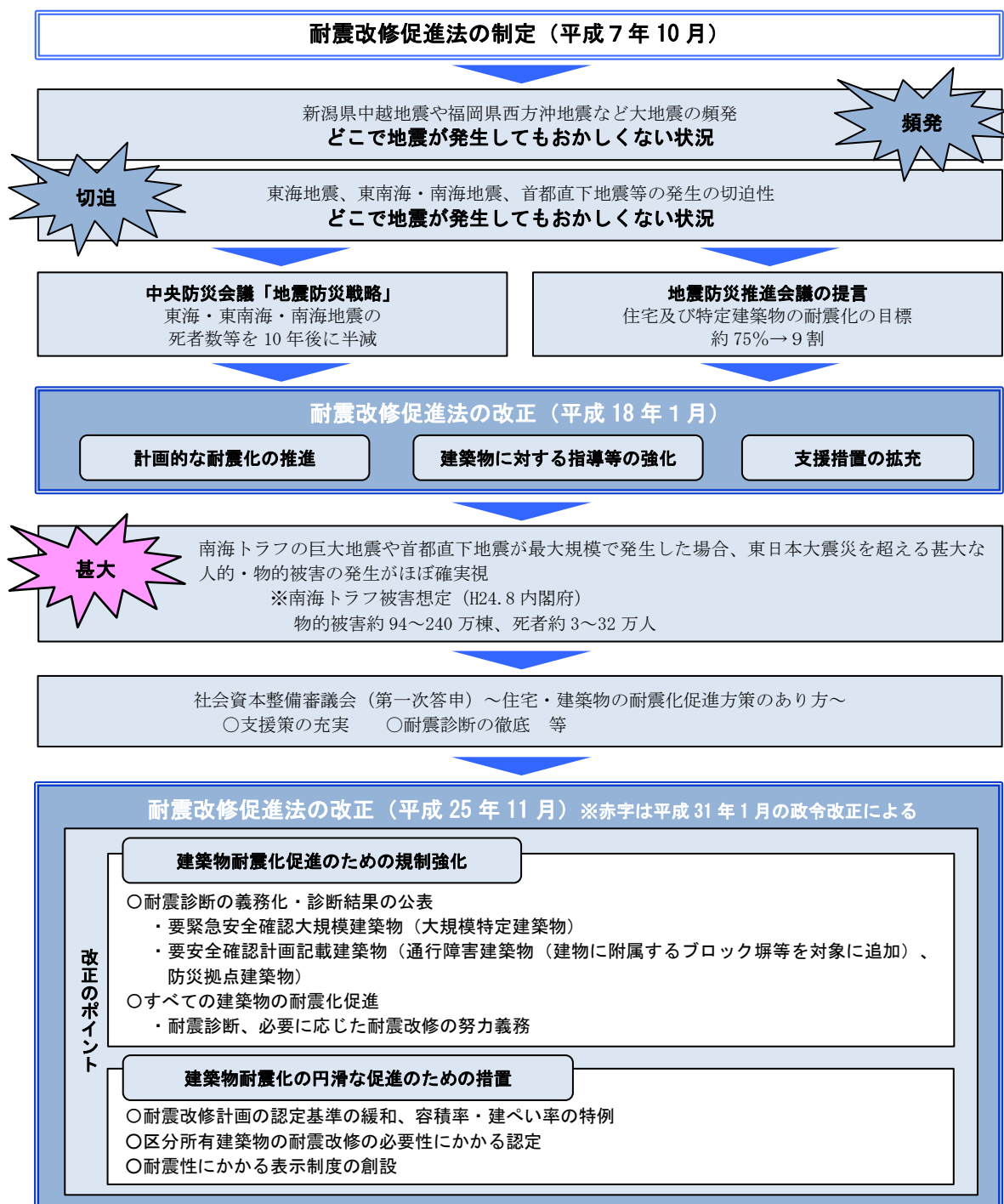


図 2 耐震改修促進法改正の概要

資料：福岡県建築物耐震改修促進計画（平成 28 年）、一部加筆

(3) 福岡県耐震改修促進計画の概要

平成 28 年（2016）4 月に改正した県促進計画の概要は以下のとおりです。住宅・建築物の耐震化に所有者等が自らの問題、地域の問題として取り組めるよう、県及び市町村は耐震化促進のための環境整備や支援施策を講じることを基本方針としています。

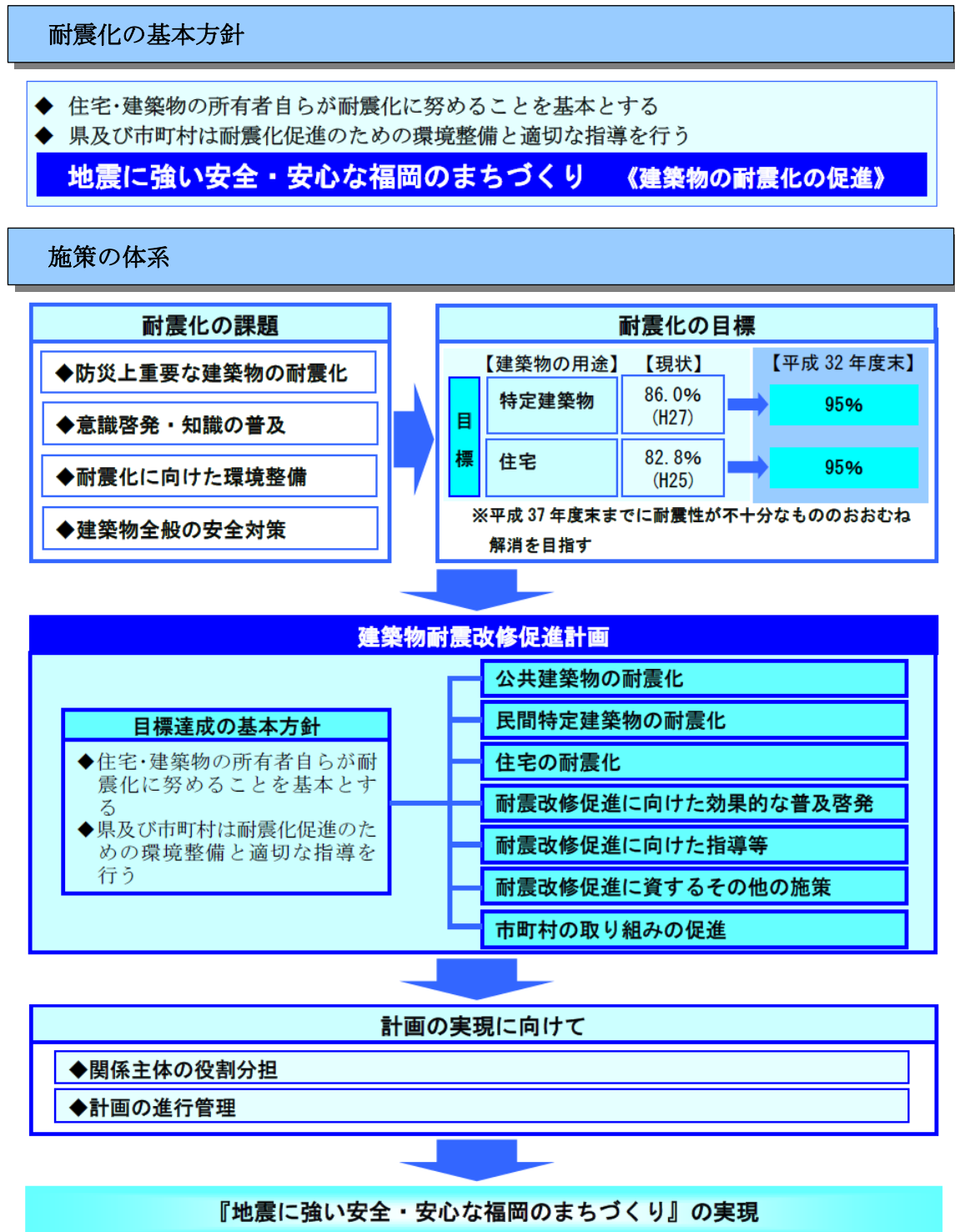


図 3 県促進計画の概要

出典：福岡県建築物耐震改修促進計画（平成 28 年）

3 計画の位置づけ

(1) 位置づけと役割

市促進計画は、耐震改修促進法に定められた基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修促進を図るための基本方針【法第4条】）を踏まえ作成するもので、市における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づけます。

市促進計画の推進にあたっては、県促進計画及び市防災計画等に定められている防災関連施策などとの整合を図るものとします。

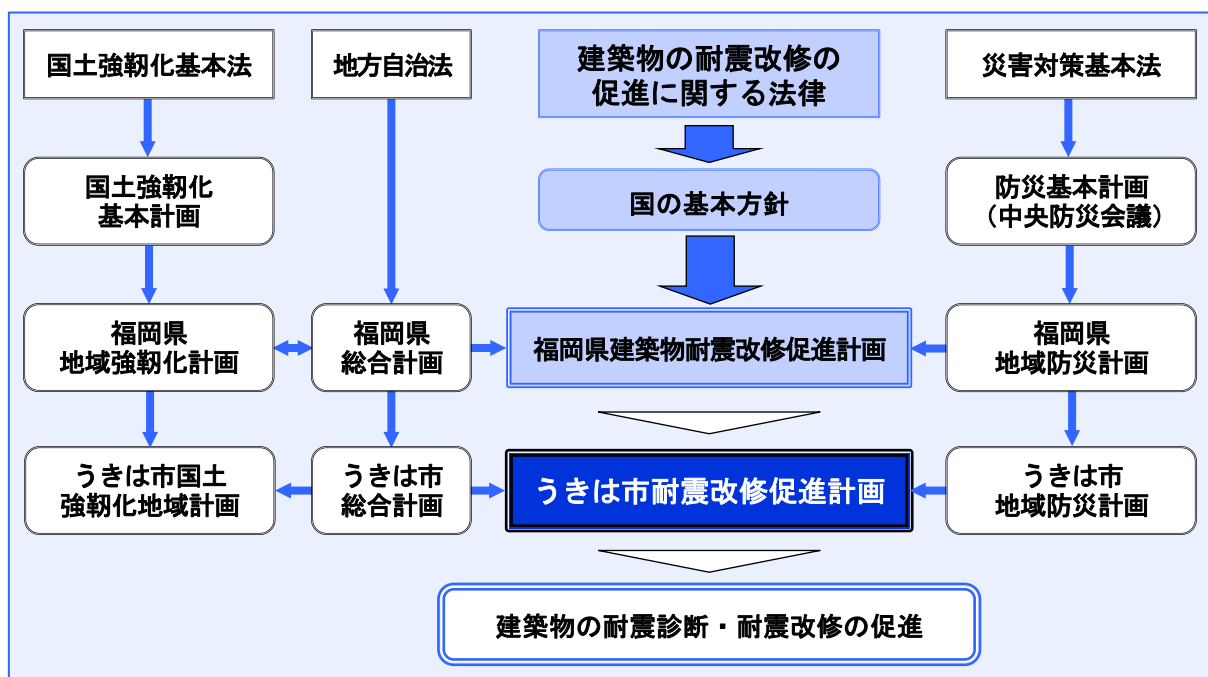


図4 市促進計画の位置づけ

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10カ年とします。なお、計画の内容は、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) 計画の構成

市促進計画の構成は以下のとおりです。

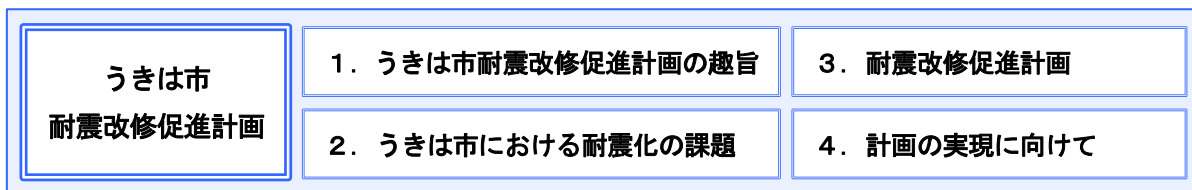


図5 計画の構成

第2章 うきは市における耐震化の課題

1 想定される地震規模と被害の想定

(1) 想定される地震の概要

1) うきは市における既往地震

本市近郊で発生した過去の地震としては、大きくさかのぼって 679 年に筑紫国の地震（マグニチュード 6.5～7.5）や 1848 年の柳川付近での地震（M5.9）があります。筑紫国の地震では、家屋の被害のほか、長さ 10 km ほどの大きな地割れが現れたと過去の文献には記されています。震央等の詳細は不明でしたが、最近の活断層調査で、久留米市付近から東へほぼ東西に走る水縄（みのう）断層帯の活動による可能性があると言われていました。

また本市では、1854 年の伊予西部の地震（M7.4）や 1889 年の熊本地震（M6.3）などのような、周辺の地域で発生した地震によっても被害を受けることがあります。

福岡県では、南海トラフ沿いの巨大地震のうちで、四国沖から紀伊半島沖が震源域となる地震で、地震の揺れによる被害を受けることがあります。例えば、1707 年の宝永地震（M8.6）では、筑後で潰れた家や死者があったと記録されています。また、1854 年の安政南海地震（M8.4）や 1946 年の南海地震（M8.0）でも、家屋への被害が生じました。

2005 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖地震（M7.0）では、本市では震度 5 弱を観測し、2016 年 4 月 16 日に発生した熊本地震（M7.3）では、震度 4 を観測しました。

2) 市域の表層地盤と揺れやすさ

市域の表層地盤は、北部と南部では大きく異なっています。図に示すように、南部は古生代を中心とした強固な地盤からなる山地丘陵地形をなしており、北部は河川後背湿地からなる平野部となっています。これらの特性より市域における地盤の揺れやすさ特性を解析しています。

さらに、これらの地盤の特性を用いて、市域における、断層の無い箇所で起こりうる最大地震規模である M6.9 の地震が生じた場合の予想震度分布図として揺れやすさを表した揺れやすさマップを示します。

市域においては震度 6 弱以上の地震が発生し、おおよそ断層に平行に位置する河川域においては震度 7 の地震が発生する可能性があることが言えます。

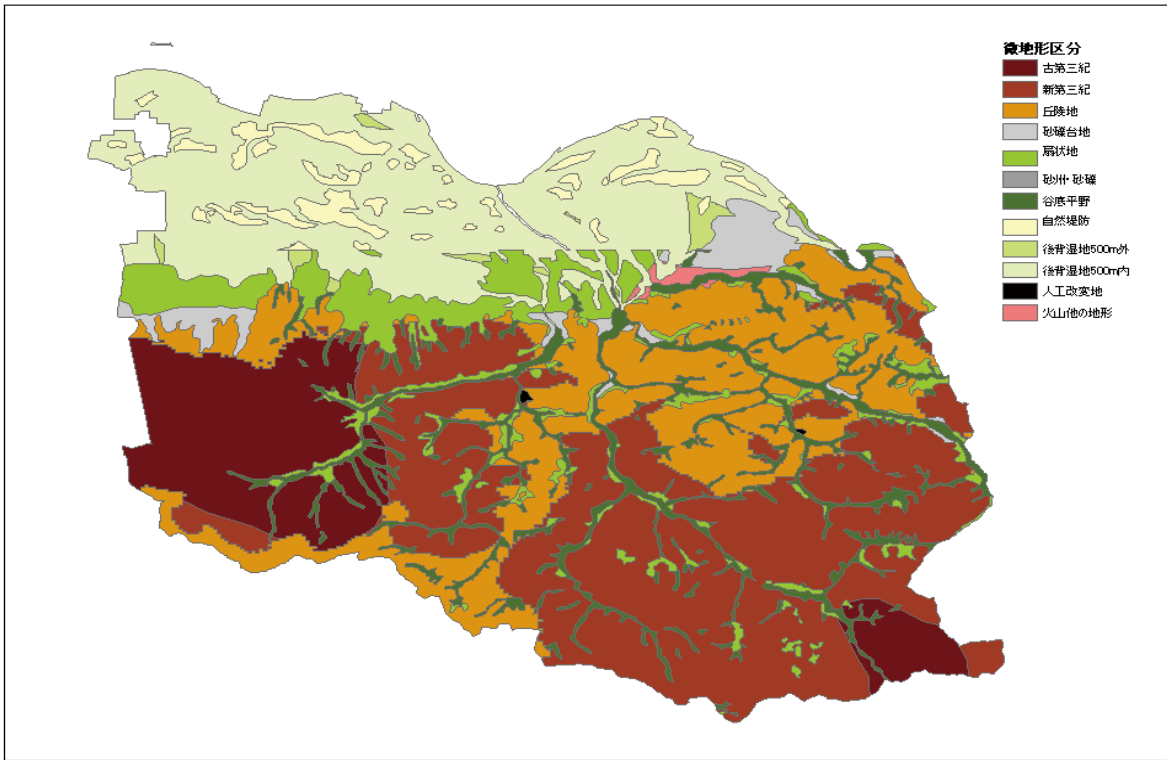


図6 市域の表層微地形

資料：うきは市地震ハザードマップ（平成23年）

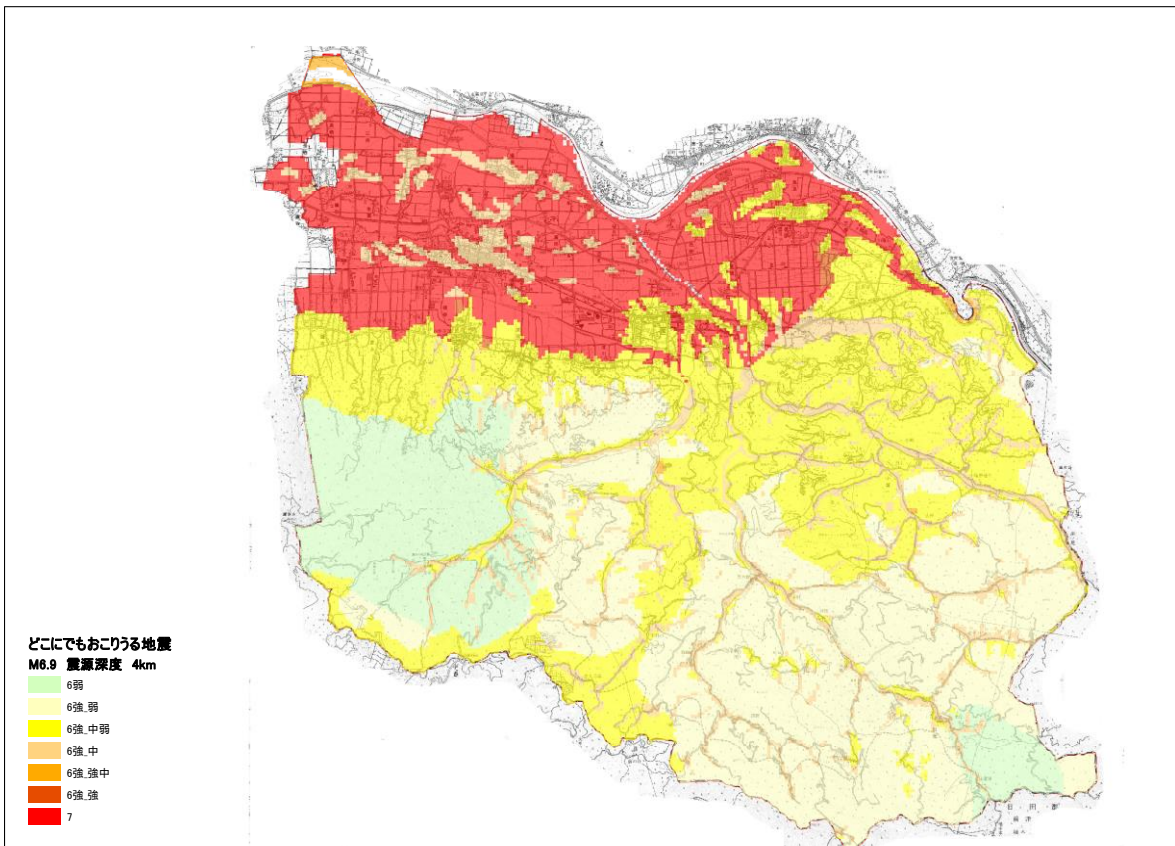


図7 揺れやすさマップ

資料：うきは市地震ハザードマップ（平成23年）

3) うきは市に影響を及ぼす断層帯

地震の原因は、岩盤に蓄積されたひずみエネルギーであり、地震はこのエネルギーが岩盤の破壊強度を超えたときに断層を動かし、破壊の過程で放出された衝撃波が地表にまで達して地震動（揺れ）を起こす現象です。地震の発生には、断層の活動が大きく関わっており、「活断層が動くことによって地震が起きる。」とすることもあります。

福岡県の主要な活断層は、北九州市と福岡市の間位置する西山断層帯と、北九州市の中央部で南北方向に延びる小倉東断層、福岡県南部で東西方向に延びる水縄断層帯、玄界灘から内陸にかけて延びる警固断層帯の4つです。また、福岡県周辺に震源域のある海溝型地震はありませんが、南海トラフ沿いの巨大地震で被害を受ける可能性もあります。

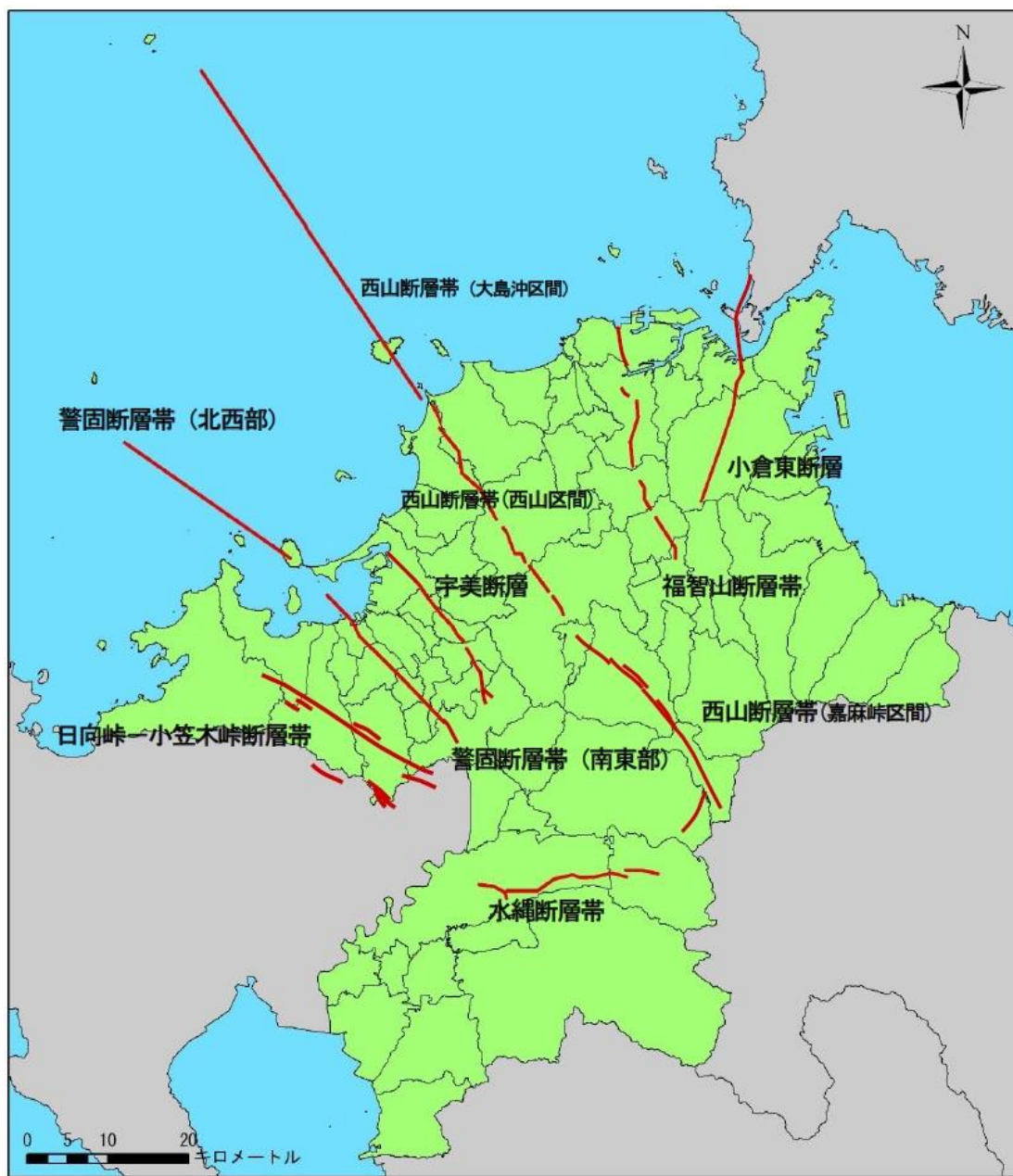


図8 福岡県内で確認されている活断層の位置

出典：福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）

本市における地震被害は、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年（2012）3 月）」に基づき、警固断層、水縄断層の 2 つによって想定します。

警固断層南東部地震（北西端下部）M7.2 においては、震度 4～6 弱で、山間部の一部で震度 5 弱が想定され、水縄断層（南西端下部）M7.2 においては、震度 5 強～7 で、市街地中心部で震度 7 が想定されています。

震度 7 の揺れでは、「揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。」状態となります。

表 1 うきは市における想定震度

想定地震	震源	最弱震度	最強震度
警固断層南東部（北西端下部）	M7.2	4	6 弱
水縄断層（南西端下部）	M7.2	5 強	7

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年）、うきは市地域防災計画（令和 2 年）

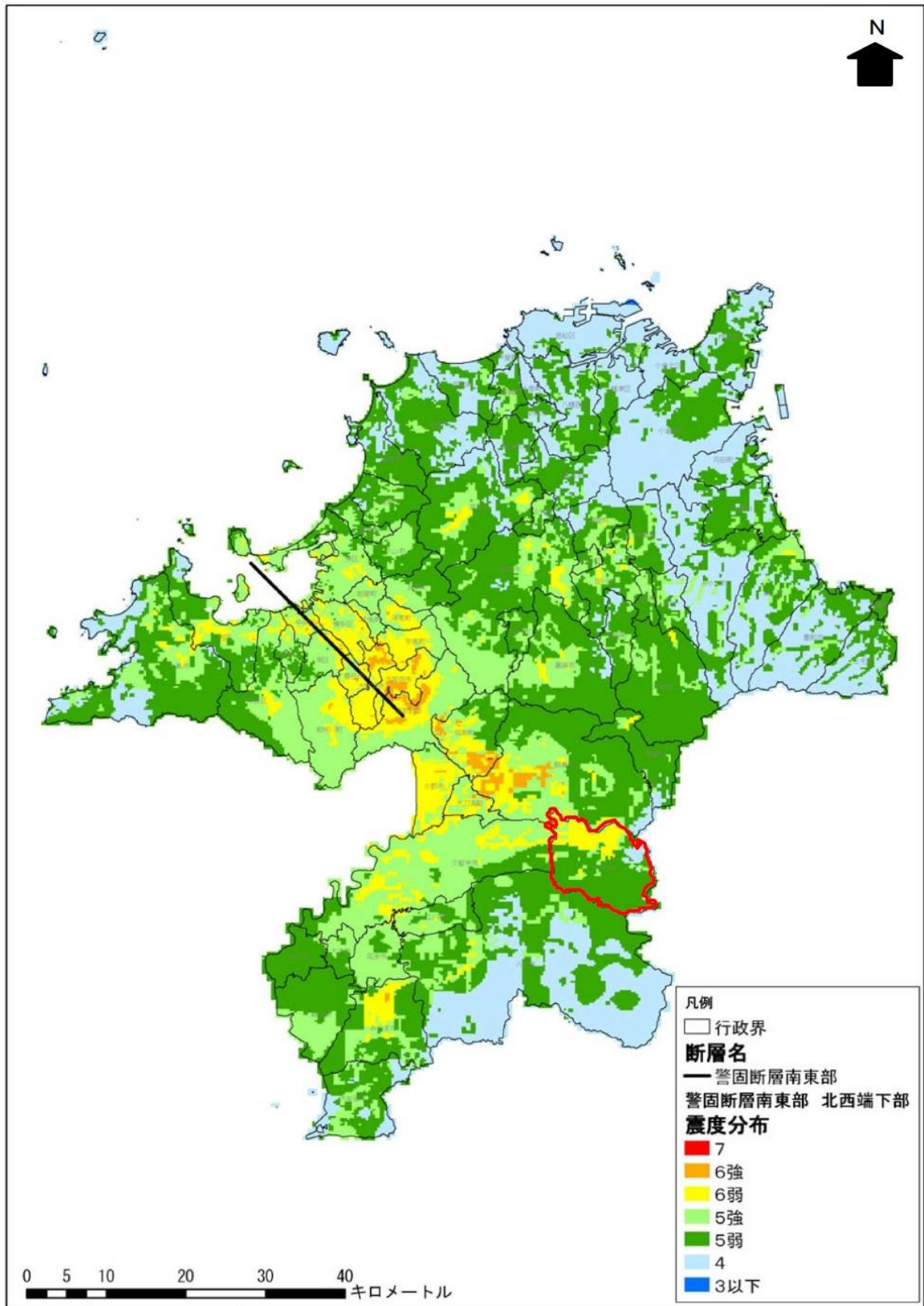


図9 震度分布【警固断層（南東部）（破壊開始：北西下部）】

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年）、うきは市地域防災計画（令和2年）

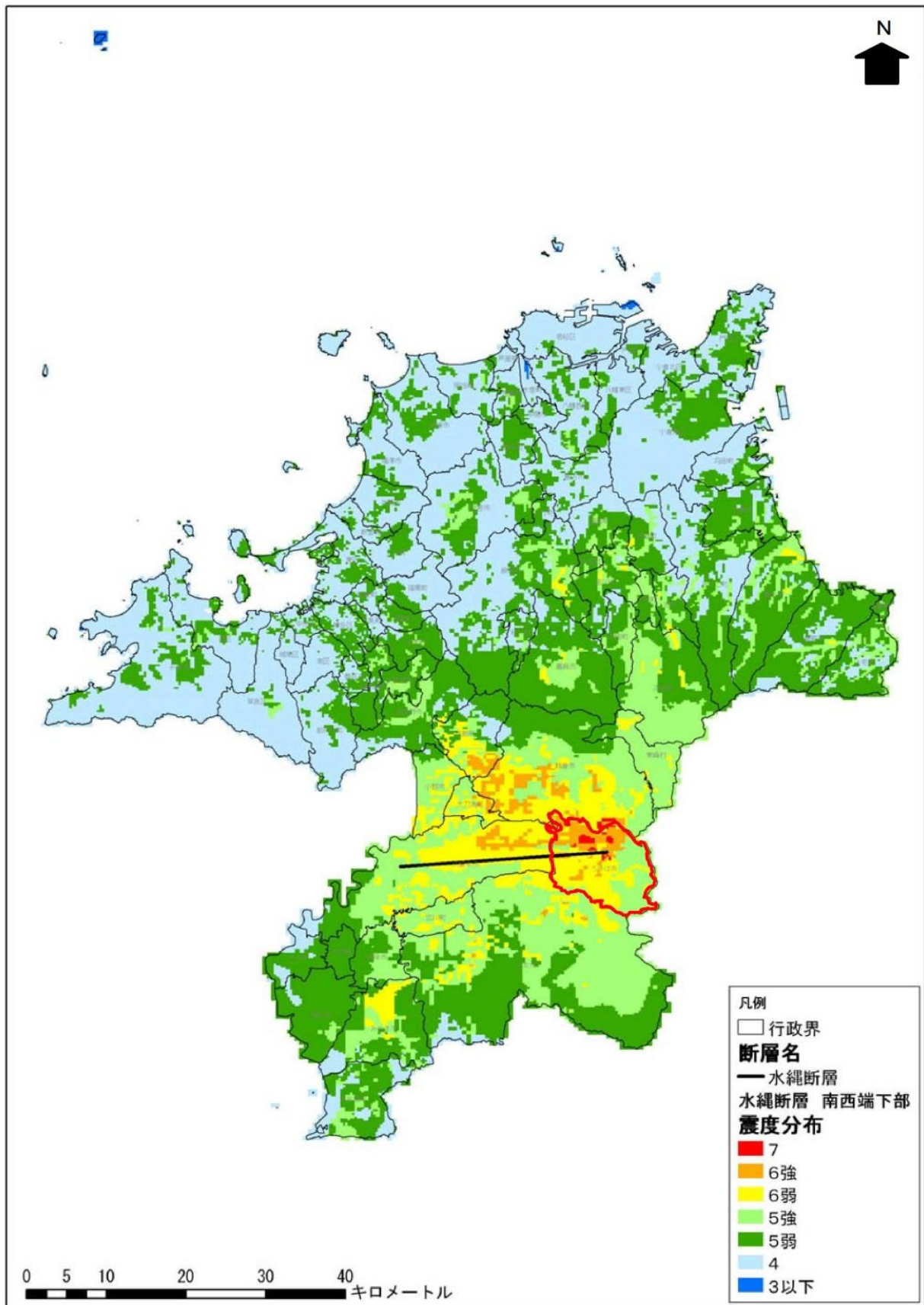


図 10 震度分布【水縄断層（破壊開始：南西下部）】

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年）、うきは市地域防災計画（令和 2 年）

(2) 想定される被害の状況

警固断層、水縄断層の2つの想定震源断層について地震が発生し、算定条件を冬季の夕刻(午後5時～6時)、風速4m/秒とした場合、以下のとおり被害規模等が算出されています。

水縄断層南西端下部地震では、建物被害が全壊と半壊を合わせ、約5,900棟にのぼると予測されています。建物被害は、特に木造建物の全壊が多い結果となっています。

表2 うきは市における想定被害

想定項目		震源断層	警固断層 南東部 (北西下部)	水縄断層 (南西下部)
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	1,389	4,149
		非木造	116	365
		計	1,505	4,514
	半壊 (中破)	木造	1,388	1,078
		非木造	127	282
		計	1,515	1,360
	斜面崩壊被災建物頭数		0	6
ライフライン (箇所) 等	上水道	0	2	
	下水道	0	121	
	都市ガス管	0	0	
	配電柱	4	21	
	電話柱	3	17	
火災	炎上出火(件数)	8	21	
	延焼による焼失(棟数)	0	0	
人的被害	死者(人)		86	260
	負傷者(人)		1,613	3,118
	要救出現場数(箇所)		602	947
	要救出者(人)		315	947
	要後方医療搬送者数(人)		161	312
	避難者数(人)		1,873	5,618
	生活支障 世帯数	居住の制約	763	5,502
		食料・飲料水	0	4,102
		電気	2,113	3,775
情報通信回線(NTT)		0	359	
エレベーター閉じ込め者数		34	68	

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年)、うきは市地域防災計画(令和2年)

2 耐震化の現状

(1) 対象建築物

現状把握の対象とする建築物は住宅、特定建築物及び市有建築物で、これらの定義は以下のとおりです。

表3 調査対象となる建築物の定義

項 目		内 容
住宅		戸建て住宅及び共同住宅等 ^{*1}
市有建築物	地震時拠点施設となる建築物	市庁舎・指定避難所等
	要援護者が利用する建築物	上記以外に該当する学校・福祉施設等
	不特定多数が利用する建築物	観光施設・資料館等
	市営住宅等	市営住宅・改良住宅
	その他	上記以外の市有建築物
特定建築物 ^{*2}	1号特定建築物 ^{*3}	不特定多数の人が利用する建築物
	2号特定建築物 ^{*4}	政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	3号特定建築物 ^{*5}	倒壊時、緊急輸送道路 ^{*6} を閉塞するおそれのある建築物

*1：「戸建て住宅及び共同住宅等」は、住宅・土地統計調査において4つに区分される建物の建て方（一戸建、長屋建、共同住宅、その他）に基づき、「一戸建＝戸建て住宅」、「共同住宅等＝長屋建、共同住宅、その他」としています。

*2：「特定建築物」とは、耐震改修促進法第14条に基づく建築物を指します。市促進計画では、耐震性の有無に関わらず耐震改修促進法第14条の各号に掲げる規模、要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っています。

*3：「1号特定建築物」とは、特定建築物のうち多数の者が利用するなど一定の用途で一定の規模以上の建築物を指します。（P86参照）

*4：「2号特定建築物」とは、特定建築物のうち政令で定める数量以上の危険物（P87参照）の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を指します。

*5：「3号特定建築物」とは、特定建築物のうち地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物を指します。（図11参照）

*6：「緊急輸送道路」とは、震災時に円滑な避難及び救援活動を確保すべき必要のある道路を指し、市促進計画では県促進計画において指定した道路を指します。（図12参照）

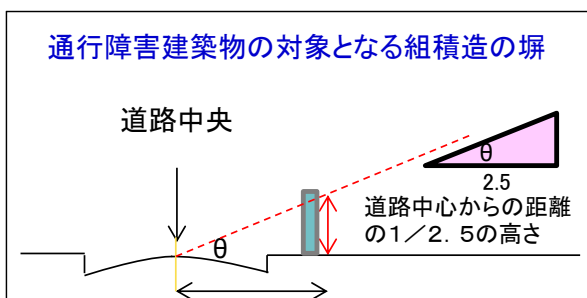
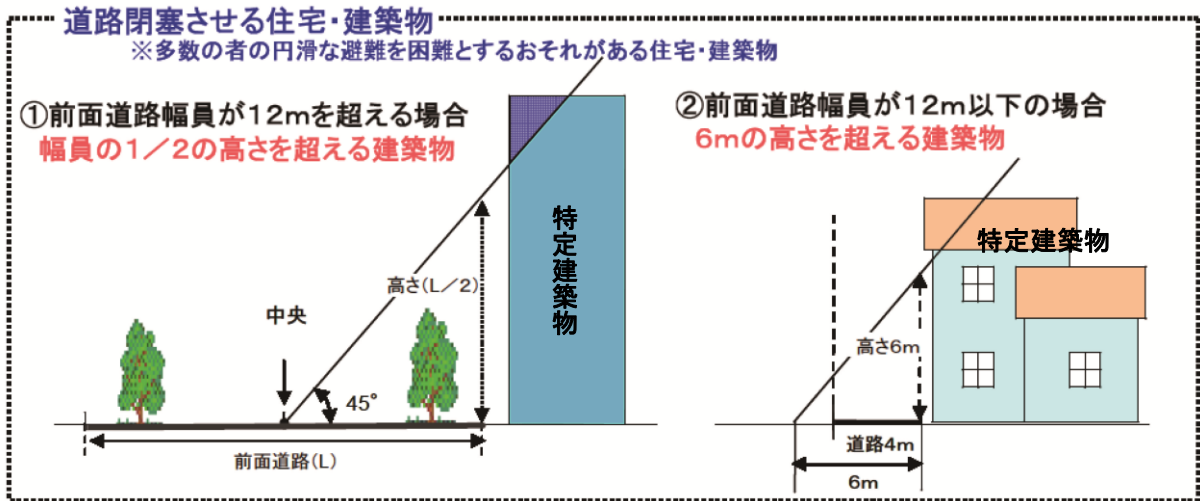


図 11 3号特定建築物のイメージ

資料：国土交通省ホームページ

■緊急輸送道路とは？

緊急輸送道路とは、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定により県促進計画において指定している道路で、広域的な緊急輸送手段を確保するために、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成26年11月見直し）に定められた第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークのことを指します。

図12に示すとおり、国道及び県道を対象に緊急輸送道路を指定しています。本市においてもこれらの道路（国道210号（筑後街道、浮羽バイパス）、県道52号（八女香春線）、県道80号（甘木朝倉田主丸線））は、災害時の重要な輸送道路であり、通行を確保するためにも沿道の建築物の耐震化を積極的に進める必要があります。

◇耐震改修促進法 第5条第3項第3号（「都道府県耐震改修促進計画」で定める事項）

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

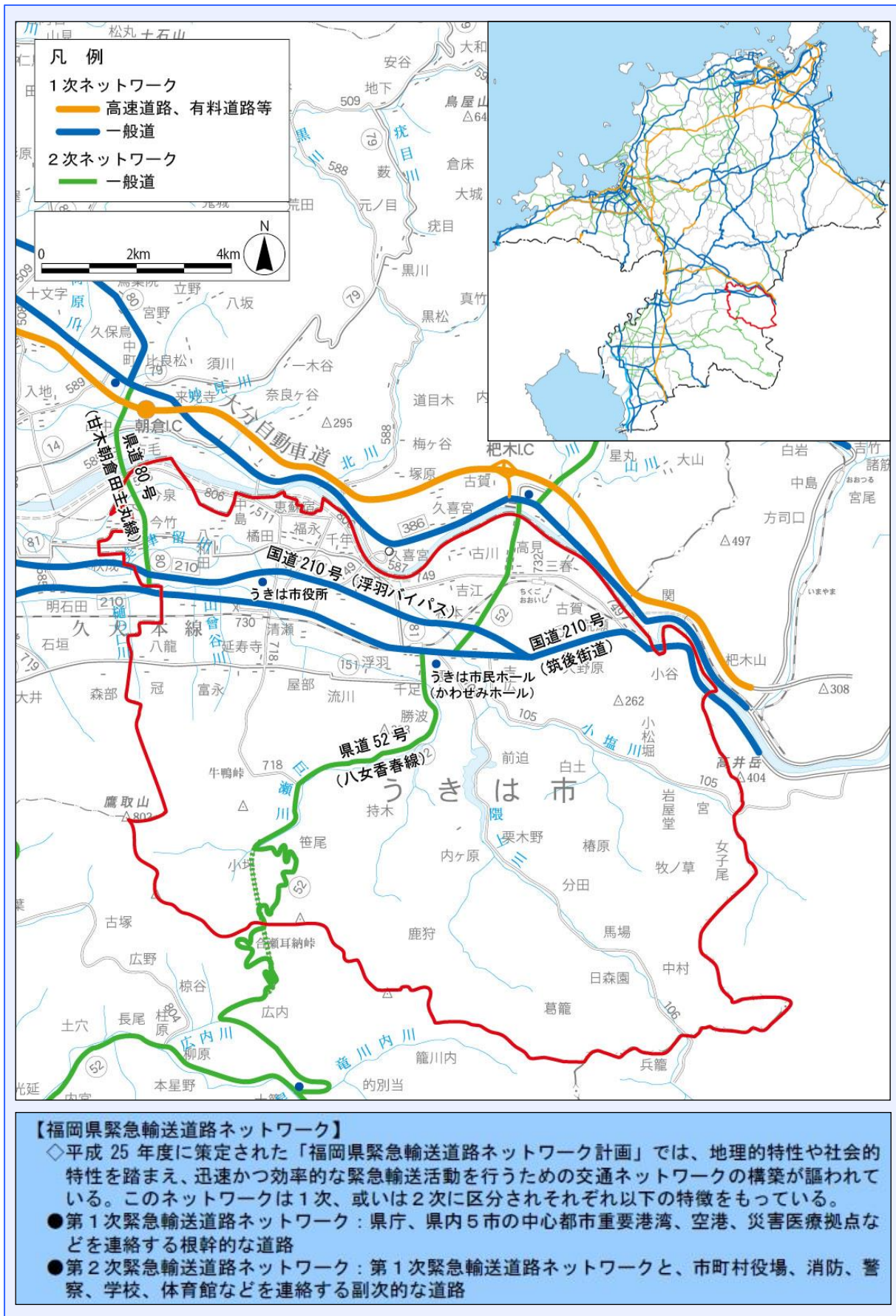


図 12 福岡県緊急輸送道路ネットワーク

資料：福岡県ホームページ、福岡県建築物耐震改修促進計画（平成 28 年）

(2) 耐震化の現状

既存建築物の建築時期を把握し、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）の前後で分け、耐震性の有無の割合を算出し、耐震化率を推計します。

1) 住宅耐震化の現状

本市の住宅は、総数9,930戸のうち7,920戸が戸建て住宅、2,010戸が共同住宅等で、その割合は概ね8：2です。住宅全体の耐震化率は、76.8%となっており、戸建て住宅の耐震化率は72.4%、共同住宅等の耐震化率は94.1%となっています。耐震性が不足している住宅は、平成30年時点で戸建て住宅が2,189戸、共同住宅等が119戸と推計されます。

表4 住宅の耐震化率の推計

区分	昭和56年 以降の住宅 [A]	昭和55年 以前の住宅 [B]	住宅数 [D=A+B]	耐震性あり 住宅数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
戸建て住宅	4,578	3,342	7,920	5,731	72.4%
		1,153			
共同住宅等	1,645	365	2,010	1,891	94.1%
		246			
住宅計	6,223	3,707	9,930	7,622	76.8%
		1,399			

※推計は、「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和2年5月）」の「H30耐震化率における推計方法」を採用している。

※耐震性ありの住宅数は、福岡県が算出した割合を準用している。

資料：住宅・土地統計調査（平成20年、25年、30年）

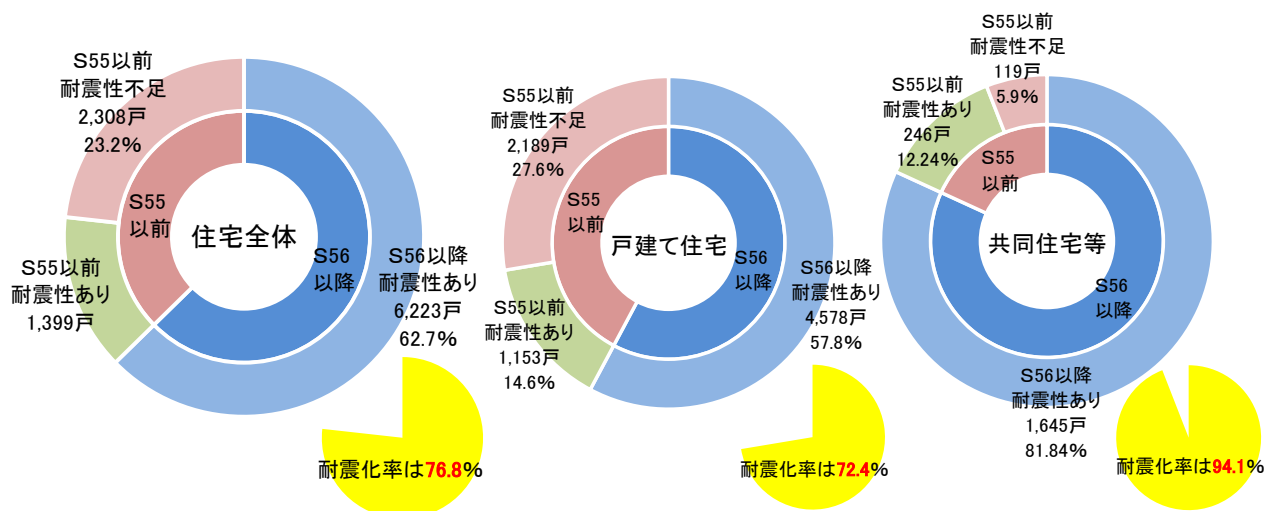


図13 住宅の耐震化率の推計

資料：住宅・土地統計調査（平成20年、25年、30年）

2) 市有建築物（特定建築物含む）の用途別耐震化の現状

市有建築物（特定建築物を含む）のうち対象となる市有建築物の棟数は、255 棟あります。このうち昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設されたと推計された市有建築物は 114 棟あります。うち耐震性能があると診断された市有建築物が 24 棟あります。昭和 56 年 6 月 1 日以降に建設されたと推計される市有建築物は 141 棟です。このことから、本市において、耐震性能を有する市有建築物の棟数は 165 棟であると言え、耐震化率は、約 64.7%と推計されます。特に市営住宅の耐震化率が低く 37.0%という推計結果になっています。

表 5 市有建築物（特定建築物を含む）の用途別耐震化率

施設用途	全数（棟） [A]	昭和56年5月以前 建設（棟）[B]	昭和56年 6月以降 建設（棟） [D]	耐震性ありと 判断できる建 築物（棟） [E]=[C]+[D]	耐震化率 （%） [F]=[E]/[A]	
		うち耐震補強 実施済（棟） [C]				
地震時拠点施設 となる建築物	市庁舎・指 定避難所等	82	25	57	81	98.8%
			24			
要援護者が利用 する建築物	上記以外の 学校・福祉 施設等	16	8	8	8	50.0%
			0			
不特定多数が利 用する建築物	観光施設・ 資料館等	44	16	28	28	63.6%
			0			
市営住宅等	市営住宅	100	63	37	37	37.0%
			0			
その他	上記以外の 市有建築物	13	2	11	11	84.6%
			0			
合計		255	114	141	165	64.7%
			24			

資料：庁内資料（令和元年）

3) 特定建築物耐震化の現状

不特定多数の者が利用する 1 号特定建築物は、計 72 棟あり、民間特定建築物の耐震化率が 77.5%、公共特定建築物（市有建築物）の耐震化率が 100.0%、合計の耐震化率が 87.5%と推計されます。用途別にみると、民間の病院の耐震率が 40.0%、ホテル・旅館の耐震率が 69.2%と低くなっています。

本市には、危険物の貯蔵場等の用途に供する 2 号特定建築物はありません。また、地震により倒壊した場合に緊急輸送道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある 3 号特定建築物は、39 棟あり、そのうち 12 棟（いずれも民間建築物）が旧耐震による建築物となっています。

表6 1号特定建築物の耐震化率

区分	昭和56年6月以降の建築物 [A]	昭和56年5月以前の建築物 [B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
民間特定建築物	30	10	40	31	77.5%
		1			
公共特定建築物	19	13	32	32	100.0%
		13			
特定建築物計	49	23	72	63	87.5%
		14			

資料：庁内資料、固定資産課税台帳（令和元年）

表7 1号特定建築物の用途別耐震化率

番号	用途分類	公共・民間	全棟数	昭和56年6月以降棟数	昭和56年5月以前棟数			耐震化率
					総数	耐震性あり	耐震性なし	
①	庁舎、警察署、消防署	公共	2	2	0	0	0	100.0%
		民間	0	0	0	0	0	—
		小計	2	2	0	0	0	100.0%
②	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	公共	0	0	0	0	0	—
		民間	1	1	0	0	0	100.0%
		小計	1	1	0	0	0	100.0%
③	小中学校等、病院、体育館、集会所等、幼稚園等	公共	29	16	13	13	0	100.0%
		民間	5	2	3	0	3	40.0%
		小計	34	18	16	13	3	91.2%
④	老人ホーム、福祉施設等	公共	1	1	0	0	0	100.0%
		民間	8	8	0	0	0	100.0%
		小計	9	9	0	0	0	100.0%
⑤	ボーリング場等、劇場等、展示場等、ホテル等、博物館等、物販店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店等、理髪店等	公共	0	0	0	0	0	—
		民間	13	8	5	1	4	69.2%
		小計	13	8	5	1	4	69.2%
⑥	卸売市場、賃貸共同住宅等、事務所、工場等	公共	0	0	0	0	0	—
		民間	13	11	2	0	2	84.6%
		小計	13	11	2	0	2	84.6%
⑦	公共用交通施設、駐車場等	公共	0	0	0	0	0	—
		民間	0	0	0	0	0	—
		小計	0	0	0	0	0	—
合計		公共	32	19	13	13	0	100.0%
		民間	40	30	10	1	9	77.5%
		小計	72	49	23	14	9	87.5%

資料：庁内資料、固定資産課税台帳（令和元年）

表8 3号特定建築物の現況

	昭和56年6月以降の建築物 [A]	昭和56年5月以前の建築物 [B]	全建築物数 [C=A+B]
うきは市内の建築物	27	12	39

資料：福岡県提供資料

3 耐震改修促進に向けた課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、本市における耐震化の課題を以下のとおり設定します。

<防災上重要な建築物の耐震化>

- 市有建築物の耐震化は着実に進んでいますが、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすために、より率先して耐震化を進めることが必要です。
- 不特定多数の者が利用する建築物や避難に通常より多くの時間を要する要援護者が利用する建築物等については、利用実態等を考慮し優先的に耐震化を進めることが必要です。
- 地震時の建築物倒壊等により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物についても、調査結果をもとに耐震化を進めることが必要です。
- 民間の特定建築物の耐震化も進んでいますが、築 50 年以上経過している建築物もあることから、更なる耐震化を進める必要があります。
- 日常の生活の場である住宅については、地震時の建築物倒壊等により深刻な被害が発生することが予想されるため、耐震化を着実に進めることが必要です。
- 住宅・建築物の耐震化は、市民の生命・財産を保護することを目的とすることから、災害対策基本法に基づく「市防災計画」等との十分な連携・調整を図ることが必要です。

<意識啓発・知識の普及>

- 地震がいつ・どこで発生してもおかしくないという状況や、地震の恐ろしさ・地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取り組みが必要です。
- 耐震化により地震発生リスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの意識啓発を図ることが必要です。
- 意識啓発にあたっては、注目を要する水縄断層帯の地震被害想定結果を基に、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供が必要です。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要です。

<耐震化に向けた環境整備>

- 耐震診断や耐震改修の促進に向け、建築関係の専門的技術を有する人材の確保及び養成が必要です。
- 国や自治体の融資制度や優遇税制等の制度の活用など、耐震化を促進するための情報提供などの環境整備が必要です。
- 耐震改修工事を行う際のリフォーム事業者の紹介など、所有者が安心して耐震化を進めることのできる情報提供が必要です。

<建築物全般の安全対策>

- 地震時においては、ブロック塀の倒壊やエレベーターへの閉じ込め、窓ガラスの破損・落下による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せて、非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要です。
- 家具等の転倒防止や天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要です。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊などの地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要です。

第 3 章 耐震改修促進計画

1 耐震化の目標

(1) 目標設定の考え方

1) 目標設定の考え方

本市においては、建て替え及び耐震改修による建築物の耐震化を促進することを前提に耐震化の目標を設定します。目標設定の基本的な考え方は以下のとおりです。

【目標設定の基本的な考え方】

- 国の目標が耐震改修促進法に基づく国の基本方針で示されており、本市においては、耐震化の現状や自然更新のペース、施策効果を勘案して、全国の水準まで引き上げることを前提として目標を設定します。
- 目標は住宅と特定建築物に区分して設定します。

■国の基本方針が示す目標

○二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

○五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

出典：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

2) 目標設定の手順

目標設定は、住宅及び特定建築物ごとにおおむね以下の手順で実施しています。

住宅については、自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果を考慮し、耐震化率の目標を設定しています。

特定建築物については、自然更新による推計は行わず、耐震性のない対象建築物を把握し、重要性・優先性を勘案した施策による効果を考慮し、耐震化率の目標を設定しています。

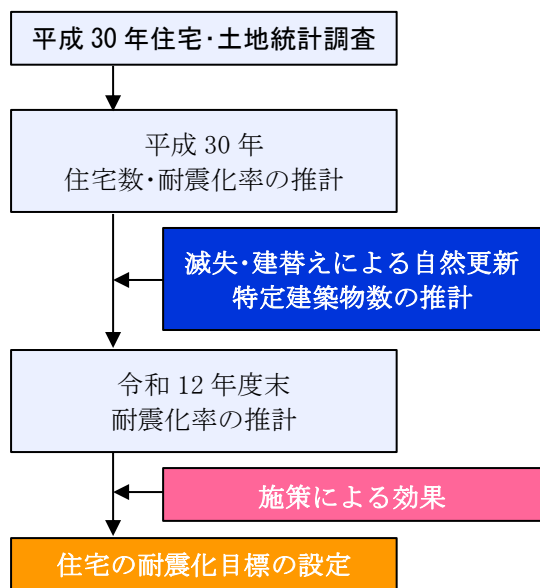


図 14 住宅の目標設定手順

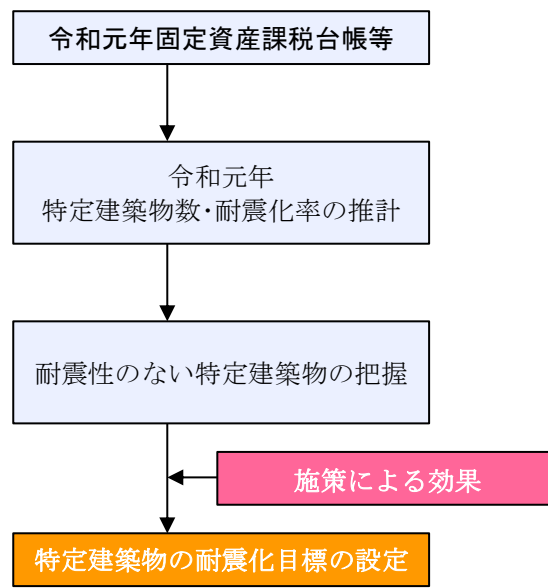


図 15 特定建築物の目標設定手順

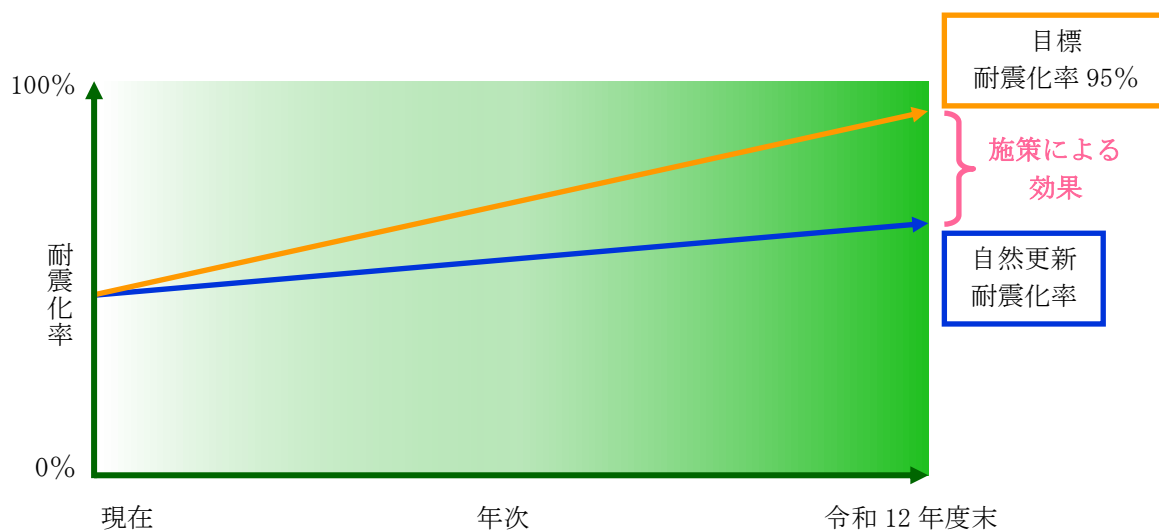


図 16 目標設定のイメージ

(2) 耐震化目標の設定

本市では、住宅及び特定建築物の耐震化の現状を鑑み、目標として令和12年度末までに達成すべき耐震化率を以下のとおり設定します。

1) 住宅の耐震化目標の設定

国の基本方針と県促進計画を踏まえ、令和12年度末における住宅の耐震化率の目標を95%とします。

過去の実績を踏まえると、令和12年の住宅戸数は、平成30年より約8.4%増の約10,764戸と推計されます。また、今後建替えや建築物の滅失による自然更新が過去の実績と同様のペースで進行していったと仮定した場合、令和12年における耐震化率は79.8%と推計されます。

よって、目標耐震化率95%を達成するためには、新たに施策を講じていくことにより約1,632戸のさらなる耐震化が必要です。

表9 住宅の耐震化率の目標

	全戸数	S56以降の建築戸数	S55以前建築			現状の耐震化率 [%]	耐震化率の目標 [令和12年度末]
			戸数	耐震性あり戸数	耐震性なし戸数		
住宅	9,930	6,223	3,707	1,399	2,308	76.8%	95%

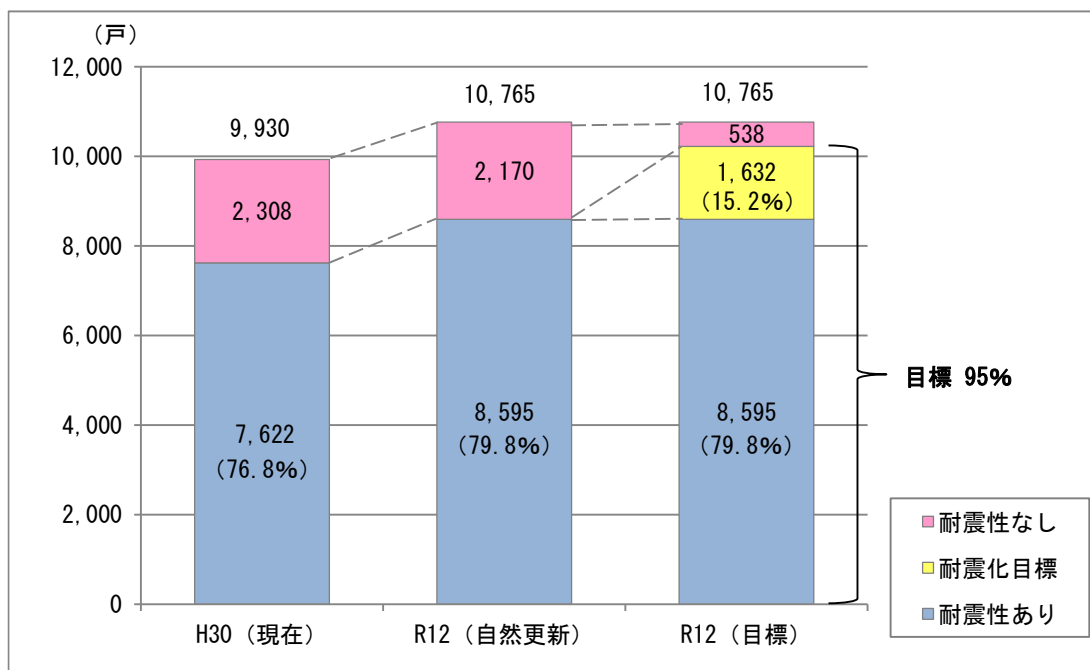


図17 住宅の耐震化率推移のイメージ

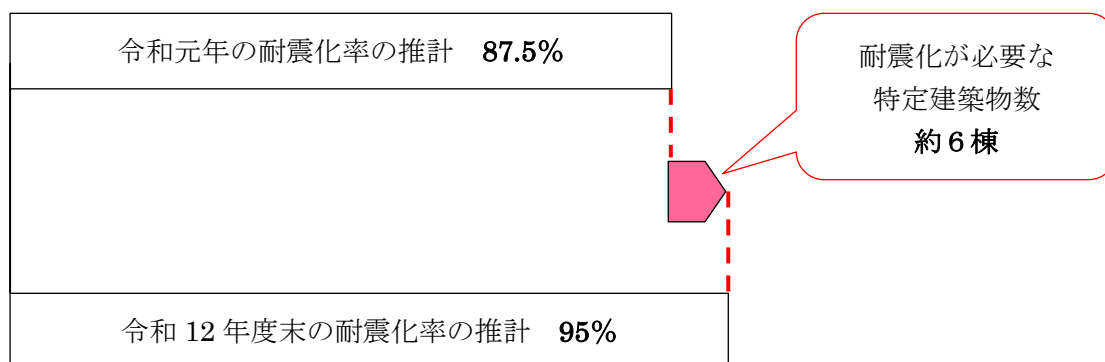
2) 特定建築物の耐震化目標の設定

大規模な地震による経済的被害を減少させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に取り組んでいくことが必要です。本市は国の基本方針と県促進計画を踏まえ、令和12年度末における特定建築物の耐震化率の目標を95%とします。

目標達成のためには、約6棟の耐震化が必要です。

表 10 特定建築物の耐震化率の目標

	全棟数	S56.6以降の 建築棟数	S56.5以前建築			現状の 耐震化率 [%]	耐震化率の 目標 [令和12年度末]
			棟数	耐震性あり 棟数	耐震性なし 棟数		
特定建築物	72	49	23	14	9	87.5%	95%



※令和元年時点で耐震性ありとされる建築物は令和12年度まで残存すると仮定します。

図 18 特定建築物の耐震化率推移のイメージ

2 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

住宅・建築物の耐震化の主体は所有者等であるという基本認識に基づき、市は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができる環境整備や支援施策を講じるものとし、『地震災害に強いうきは市』を構築します。

(2) 施策の体系

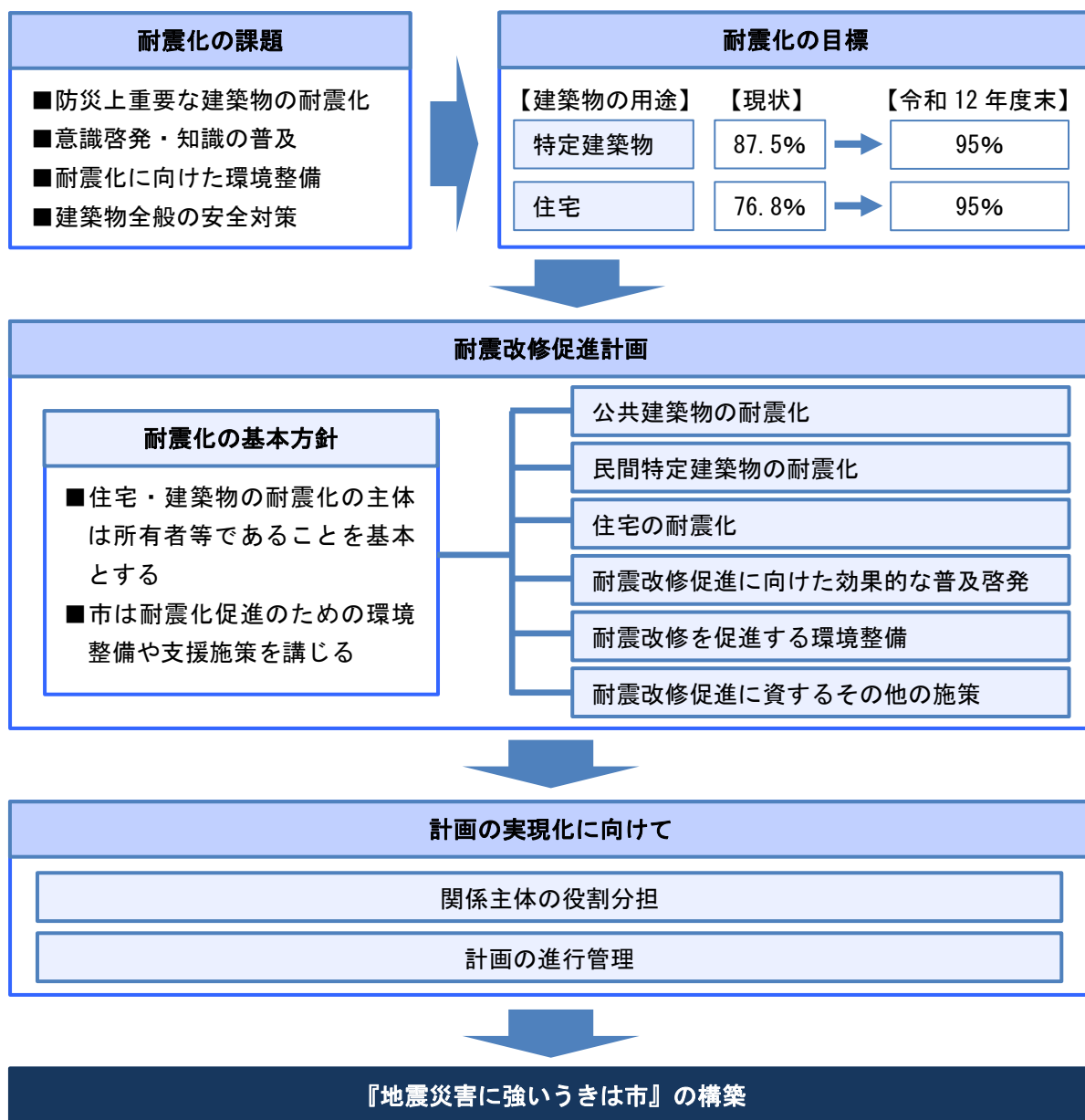


図19 施策の体系

3 施策の概要

(1) 公共建築物の耐震化

【取り組み方針】

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要です。学校は避難所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が災害時には応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも市有建築物等の耐震性確保が求められることの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組みます。

また公共建築物は、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設でもあります。このため市では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地域的条件を考慮し、市民の生命の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進します。

【具体的な施策】

1) 重点的かつ計画的な耐震化の促進

ア 公共建築物の耐震化の考え方

多数の者が利用するケースが多い公共建築物は、倒壊による被害が甚大となることが懸念されるとともに、災害時の対策において重要な役割を果たす必要があることから、重点的に耐震化を図るものとします。

イ 公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類した上で、同分類に沿った計画的な耐震化を進めていきます。

表 11 公共建築物の優先度分類

分 類		対象建築物
防災拠点 建築物	災害時の情報収集・指令等	市役所、支所等
	医療・保健活動、被災者支援	病院等
	避難活動支援	避難所（学校、体育館、コミュニティセンター等）
災害弱者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設、幼稚園・保育所等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する建築物		学校、その他建築物

特に耐震改修促進法附則第3条の規定により、不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）については、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられています。市内では、以下の建築物が該当し、福岡県が結果を公表しています。

表 12 市内の要緊急安全確認大規模建築物

建物の名称		主たる用途	耐震診断結果
浮羽中学校	北校舎棟	中学校	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
	南校舎棟		
	管理棟		

資料：福岡県ホームページ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果（令和元年）

■耐震診断義務付け対象となる大規模建築物の要件

○原則として、以下の①及び②の要件を満たす建築物が対象

- ①階数3及び床面積の合計5,000 m²以上の病院、店舗、旅館等の不特定多数かつ多数の者が利用する建築物等（※）であること
 - ②旧耐震基準により新築した建築物（新耐震基準により増築等の工事を行い、検査証の交付を受けたものを除く）であること
- ※小・中学校は階数2及び床面積の合計3,000 m²以上、幼稚園・保育所は階数2及び床面積の合計1,500 m²以上 等

また、県促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物について、市の意向を踏まえて定めています。市内では、以下の建築物が該当し、福岡県が耐震診断の結果を公表しています。

表 13 市内の要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）

建物の名称	主たる用途	耐震改修等の予定	
		内容	実施時期
福富コミュニティセンター	集会所	建替え済	平成29年3月完了
小塩コミュニティセンター	集会所	耐震改修	令和3年度実施予定

資料：福岡県ホームページ・要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の耐震診断結果（令和2年）

2) 市有建築物の耐震化の推進

ア 市有建築物の耐震化の考え方

市促進計画に基づいて、市有建築物の管理部局、耐震診断・耐震改修の実施部局、財政部局などの横断的な取り組みにより耐震性を推進します。

イ 市有建築物の耐震対策

対象は、耐震改修促進法第 14 条に規定される特定建築物、並びに災害応急対策活動に必要な建築物又は多数の市民が利用する建築物とします。

耐震性能は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）」に示される技術上の指針によるものとし、災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の市民が利用する建築物については、地震時及び地震後の用途に応じて保有すべき耐震性能の確保を目指します。

耐震改修等は、対象建築物の用途、今後の利用計画及び保有している耐震性能等を考慮し、令和 12 年度までに計画的に実施することを目標とします。なお、建築物の利用上又は費用効果が得られない等の理由で耐震改修を行うことが適当でない場合は、建替、解体等の検討を行うものとします。

表 14 対象とする市有建築物

項目	用途
地震時拠点施設となる建築物	市庁舎・防災計画で設定された避難予定場所等
要援護者が利用する建築物	上記以外に該当する学校・福祉施設等
不特定多数が利用する建築物	観光施設・資料館等
市営住宅等	市営住宅
その他	上記以外の市有建築物

表 15 計画済みの耐震改修事業

項目	建物の名称	実施年度
地震時拠点施設となる建築物	小塩コミュニティセンター	令和 3 年度予定

表 16 前回計画に基づいて実施した耐震改修事業

事業名	実施年度
御幸小学校校舎耐震補強事業	H26
姫治小学校校舎耐震補強事業	H26
浮羽中学校校舎耐震補強事業	H27
吉井中学校屋内運動場改築事業	H23～H24

事業名	実施年度
山春小学校屋内運動場改築事業	H25
福富小学校屋内運動場耐震補強工事	H24
江南小学校屋内運動場耐震補強工事	H24
大石小学校屋内運動場耐震補強工事	H25
御幸小学校屋内運動場耐震補強工事	H23
妹川小学校屋内運動場改築工事	H23
姫治小学校屋内運動場耐震補強工事	H26
小塩小学校屋内運動場耐震補強工事	H25

3) 「市地域防災計画」における耐震対策の推進

市では「市地域防災計画」において、避難地の整備、公園等オープンスペースの整備、住宅密集地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等災害に強いまちづくりを着実に推進するものとしします。

ア 市有建築物の耐震化・液状化対策の推進

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、公共施設等の耐震性等を確保しておく必要があることから、耐震化・液状化対策を推進します。

なお、防災上重要となる建築物は次のとおりです。

- ① 市役所
- ② 地区コミュニティセンター
- ③ 小・中学校
- ④ 保育所（園）
- ⑤ 避難所として指定している施設

イ 一般建築物の耐震化・液状化対策の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要です。このため、一般建築物の耐震化・液状対策について啓発を推進します。その際、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知を図ります。

(2) 民間特定建築物の耐震化

【取り組み方針】

耐震改修促進法第14条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課しています。

本市では、法改正の趣旨を踏まえて、県の計画に従い、特定建築物やブロック塀の積極的な耐震化を促進するとともに、病院等の防災拠点など、公共性の高い建築物について重点的な対策を講じるものとします。

【具体的な施策】

1) 建築物所有者へのメリットの提示

宅地建物取引業法の改正により、重要事項説明において耐震性能を表示することが義務付けられたことを踏まえて、耐震性能の確保が資産価値の向上に繋がる点に関係団体等と連携して広く周知します。

税の減免措置や融資制度等の活用による耐震化のメリットについて建築物所有者に理解を求め耐震化を促進します。

2) 防災拠点建築物等の耐震化の促進

病院等の防災拠点については、災害時に果たす役割等を考慮し、優先的に耐震化を促進するとともに、市内の緊急輸送道路沿道の建築物については、広域的な避難や緊急輸送手段を確保するために福岡県と連携し、所有者・管理者への啓発を行い、耐震化を促進します。

(3) 住宅の耐震化

【取り組み方針】

住宅の耐震化については、所有者らが自らの問題として主体的に取り組むための支援や環境整備を充実させ、関係する業界との連携を図ることにより、耐震化を誘導します。

【具体的な施策】

1) 耐震診断・耐震改修等への支援

ア 耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施

木造戸建て住宅所有者に対して、『福岡県耐震診断アドバイザー制度』の活用を促し、住宅の耐震性への理解を求めます。また、診断の結果、耐震性の劣る住宅については、耐震改修補助制度などの各種情報提供等により耐震化を誘導します。

耐震改修への誘導にあたっては、関係団体等と連携しながら、安心して改修ができる情報の提供を行います。

表 17 福岡県耐震診断アドバイザー制度の概要

対象	昭和 56 年 5 月以前に福岡県内に建築された 2 階建て以下の木造戸建て住宅	
派遣	建物の築年、壁の位置や屋根の仕様などを調査するアドバイザーを現地へ派遣し、地震に対する安全性について簡易な診断を行う	
調査メニューと利用者負担額	一般診断	・ 床下・小屋裏に進入して調査を行い、目視で壁の仕様等を確認した上で、耐震性の診断を行う ・ 6,000 円
	簡易診断	・ 床下・小屋裏に進入せずに、住宅を目視の範囲で簡易な診断を行う ・ 3,000 円
窓口	一般財団法人 福岡県建築住宅センター	

資料：福岡県ホームページ

イ 各種補助制度による住宅所有者への支援

市では、木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修を支援する制度を設けています。また、国や関係機関による税の減免措置、融資制度もあることから、これら制度の活用を積極的に紹介し、所有者自らが改修を行える機運づくりを行います。

表 18 うきは市における住宅耐震性向上に資する補助制度の概要

名称	対象	補助率	限度額	要件等	担当課
木造住宅耐震診断費補助金	戸建て住宅	定額	0.3万円	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県耐震診断アドバイザー制度の個人負担金3千円を補助するもの 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であり、2階建て以下、店舗併用の場合は店舗面積が延床面積の1/2以下であること 	住環境建設課
木造住宅耐震改修事業費補助金	戸建て住宅	50.0%	80万円	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であり、2階建て以下、店舗併用の場合は店舗面積が延床面積の1/2以下であること うきは市内に存在する住宅であること その他要件有り 	

資料：うきは市ホームページ

表 19 住宅の耐震改修促進税制の概要

対象	主な要件等
改修	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税額から控除 <p>【固定資産税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事をを行った住宅（昭和57年1月1日以前から所在すること）の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額 特に、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額

資料：国土交通省ホームページ

表 20 住宅の融資制度の概要

対象	主な要件等
個人向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限） 金利：償還期間10年以内 0.36%、11年以上20年以内 0.62%（令和2年6月1日現在） 保証人：不要 <p>（死亡時一括償還型融資の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費が上限） 金利：0.86% 保証人：（一財）高齢者住宅財団による保証
マンション管理組合向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：500万円/戸（共用部分の工事費が上限） 金利：償還期間10年以内0.42%、11年以上20年以内 0.68%（令和2年6月1日現在） 保証人：必要 <p>※上記は（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合</p>

資料：国土交通省ホームページ

2) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築等のリフォームが必要になる場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で、適確な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。このことからリフォームに併せた耐震改修の促進を行います。

また、(一財)福岡県住宅リフォーム協会では、福岡県の補助を受け、耐震診断、改修設計・工事見積、耐震改修工事の相談を受け付けています。

3) 木造戸建て住宅所有者への働きかけ

木造戸建て住宅所有者に対し、戸別訪問やポスティングなどにより、耐震化の必要性について啓発を行い、耐震診断・耐震改修に関する支援制度を紹介します。

(4) 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

【取り組み方針】

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、市民の知識の普及と啓発を図るため、情報提供活動等の充実並びに人的資源等の確保など多様な施策を推進します。

【具体的な施策】

1) 防災意識の向上

ア 地域ぐるみの防災活動の促進

災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されており、市防災計画においては、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図ることとしています。

市は、区毎に自主防災組織を育成することを基本とし、自主防災体制の整備を進め、地域ぐるみの防災活動を促進します。

また、市防災計画において、地震に対する災害予防として次のとおり掲げています。

表 21 自主防災組織の結成状況

地域	校区等	行政区数	結成数	結成率
吉井町	千年校区	20	20	100.0%
	吉井校区	23	18	78.3%
	福富校区	15	13	86.7%
	江南校区	19	19	100.0%
	吉井町 計	77	70	90.1%
浮羽町	姫治地区	18	18	100.0%
	山春校区	17	17	100.0%
	大石校区	18	13	72.2%
	御幸校区	28	18	64.3%
	浮羽町 計	81	66	81.5%
うきは市		158	136	86.1%

資料：庁内資料

■地震に対する災害予防

1 基本方針

地震を事前に予知することや災害の発生を完全に防ぐことは、現段階では不可能であるが、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。加えて地震が発生した場合直ちに応急措置が行えるように予防措置等を講じておく。

2 地震発生時における心構えの周知

市民が地震時に心得ておくべき注意事項を、地震発生時はもちろん、常時機会をとらえて周知し、市民自らの確な応急措置の実施と被害の拡大防止が図られるよう必要なことを定めておく。その心得としては、次のようなことが考えられる。

(1) 共助	①近隣者の協力の必要性 ②事前準備（応急消火用具等）
(2) 平素の心得	①火気使用器具の安全性の確保 ②危険物の点検、整理 ③応急消火用具の用意 ④落下物の防止 ⑤非常持ち出しの確認整理 ⑥応急用救助器具の準備 ⑦2～3日分の食糧、飲料水の備蓄
(3) 地震時の処理	①手早く火の始末を行う ②危険物品の取扱い中の始末を行う ③あわてずに行動する ④家具物件を道路に搬出しない ⑤携行品、避難先等を確認し避難する
(4) 正しい情報	①公共機関からの情報に注意する

3 重点震災予防対策

市における震災対策のうち、重点的に取り組む対策は以下とする。

(1) 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

①防災拠点となる公共施設の耐震化の推進

(2) 市民等の自主防災力の向上

①総合防災マップの作成及び防災対応型防災訓練の実施 ②N T T災害用伝言ダイヤル「171」の周知 ③緊急速報メールの活用推進 ④防災メールまもる君の活用推進（福岡県） ⑤自主防災組織の整備及び育成強化

(3) 市の防災力の向上

①市災対本部の充実 ②各種協定の締結 ③Jアラートの活用 ④指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の運営管理の充実 ⑤防災行政無線設置の徹底 ⑥応急危険度判定体制の整備 ⑦図上シミュレーション訓練の実施

4 避難の措置及び避難地等の整備

市民が安心して避難できる安全な場所を設定し、関係市民にその場所を周知徹底させておく。また避難の勧告・指示、誘導が迅速かつ的確に行われるよう、防災行政無線、広報車等により伝達の徹底を図る。

市は、震災時に市民を安全に避難させるため、次の事項に留意して指定緊急避難場所を選定・整備し、市民に周知する。

出典：うきは市地域防災計画（令和2年）

イ 手軽に出来る耐震対策

地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を促進します。構造的に特に脆弱な部分の補強などの被害軽減策についても知識の普及・啓発を行います。

2) 地震ハザードマップの作成・公表等、防災情報の提供

市民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに、災害における被害を最小限に食い止めることを目的に、本市では福岡県と協力し、予想される被害の区域や程度等を地図上に示す「うきは市地震ハザードマップ」を作成しています。また、令和元年度に「うきは市総合防災マップ」を更新し、全戸配布をいたしました。

さらに、令和2年6月から、スマートフォンなどを利用して本市の防災情報を手軽に見ることができるまとめサイトとして、多言語にも対応した「防災すまっぼん! (disaster preparedness)」を導入しています。

これらの情報を活用することにより、地震被害についての市民意識の啓発に努めます。

図 20 うきは市地震防災マップ 情報面

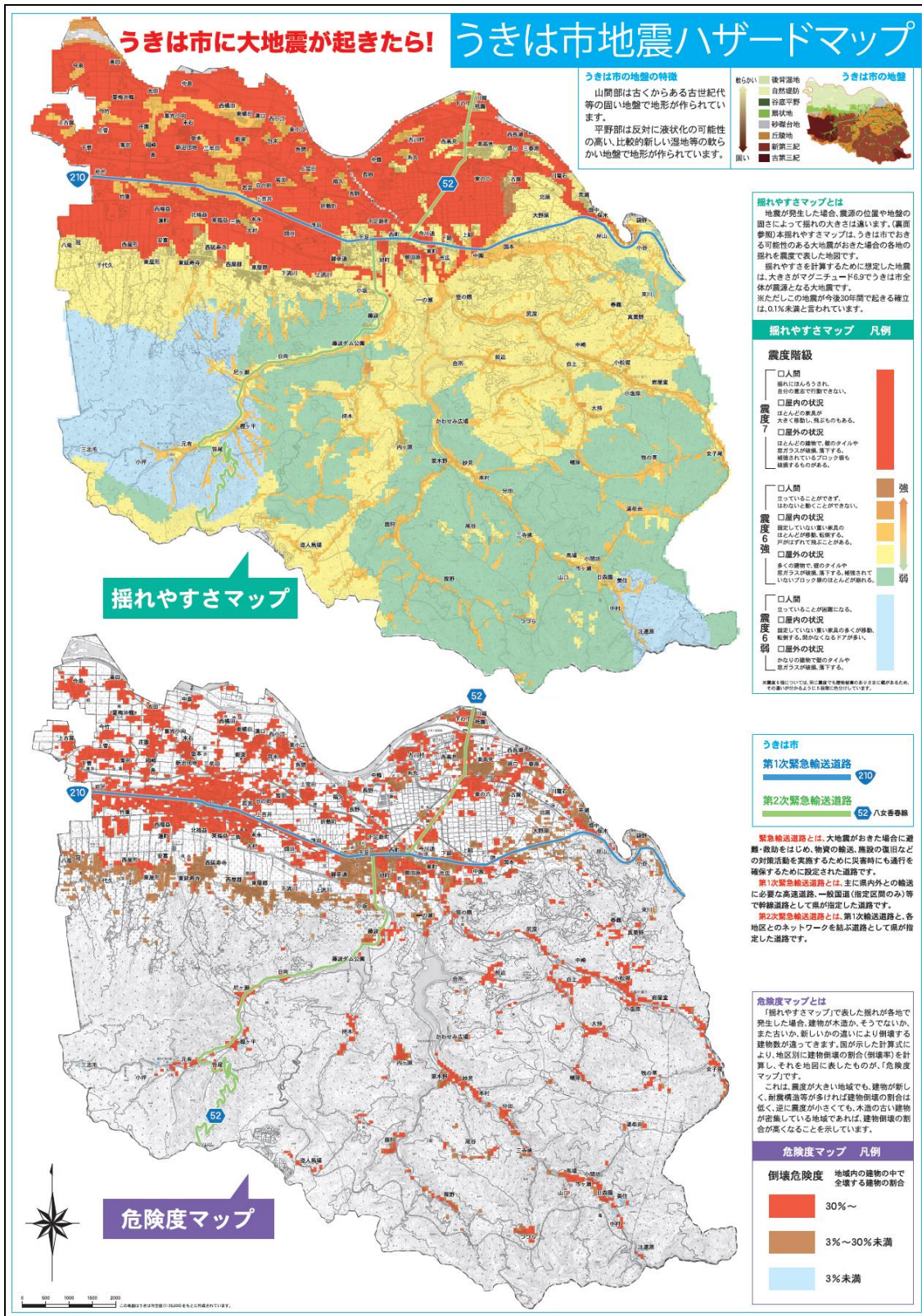
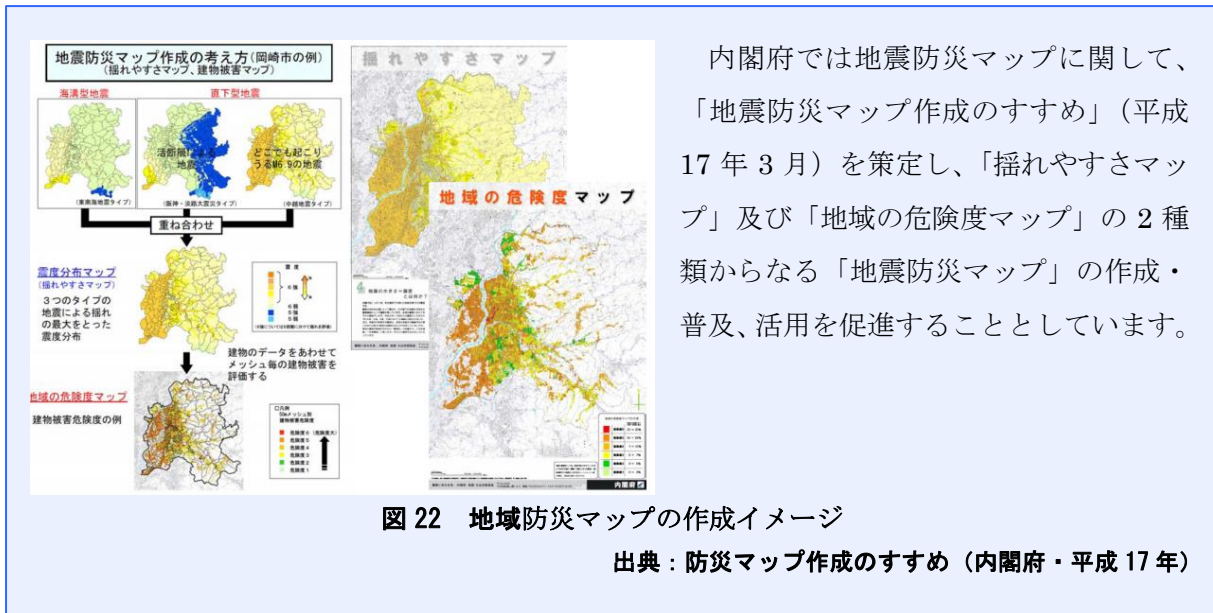


図 21 うきは市地震防災マップ 地図面



3) 耐震改修促進に関する情報の提供

市は、前述の福岡県耐震診断アドバイザー制度や、福岡県耐震診断相談窓口等、耐震化に向けた様々な情報を市民に提供します。情報提供の手段としては、広報誌や各種マスメディア等の活用により、広く市民に周知する段階から、個別の改修相談まで幅広く対応できるように市にも窓口を設置しています。それにより建築関係団体との連携を図り、有機的な情報ネットワークを構築し、多様な市民のニーズへの的確な対応に努めます。

また、福岡県は(一財)福岡県建築住宅センターと連携し、住まいづくり教室の開催や住宅相談の受付、各種アドバイザー派遣、生涯あんしん住宅での展示など、住まいづくりを総合的に支援しています。市では、市民の要請があれば必要に応じて、本事業についてわかりやすく説明する「うきは市まちづくり出前講座」等を実施します。

【情報提供に係る取り組み】

- (一財) 福岡県建築住宅センター等相談窓口への案内
- 福岡県耐震診断アドバイザー制度、リーフレットによる紹介等
- 耐震改修に関する講習会やセミナー、イベント情報の提供
- うきは市ホームページでの啓発情報の提供

(5) 耐震改修を促進する環境整備

【取り組み方針】

福岡県や関係団体等との連携による、耐震診断及び耐震改修に関する専門技術者の育成や技術向上に向けた取り組みの促進など、建築物の所有者等が安心して耐震改修を行うことができる環境を整えます。

【具体的な施策】

1) 耐震改修に資する人材確保

ア 専門技術者の養成

木造戸建て住宅の耐震診断・改修を促進する上では、建築士や工事施工者等、建築関係の技術者の知識の習得・技術の向上が重要となります。専門的技術を有する人材を確保し、所有者の需要に的確に応えるために、福岡県や関係団体、民間事業者との横断的な取り組みのもと、講習会の開催等による技術者の養成に努めます。

イ 耐震診断及び耐震改修の技術の向上等

市は、耐震診断及び耐震改修に関する技術について、建築関係団体に対し速やかに情報の提供を行うとともに、福岡県の協力を得ながら、耐震技術の普及に努めます。

2) 関係機関・団体の連携による安心して依頼できる事業者紹介制度

木造戸建て住宅の耐震化においては、リフォームと一体となった耐震改修の誘導に向けて、悪質リフォーム業者による被害を未然に防止し、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備を行います。

福岡県が住宅市場を構成する関係団体に呼びかけて設立した「住宅市場活性化協議会」での検討のもと、平成 19 年に発足、平成 30 年に法人化した「(一財) 福岡県住宅リフォーム協会」などを通じて、安心して工事を依頼できるリフォーム事業者を紹介します。

(6) 耐震改修促進に資するその他の施策

【取り組み方針】

福岡県や関係部局との連携による総合的な建築物の安全対策や地震防災対策を実施し、地震被害から市民の生命や財産を保護することを目的として全市的な耐震化を促進します。

【具体的な施策】

1) ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上

ブロック塀が倒壊すると、道路を通行している人に直接的な被害を与えたり、通行が遮断されることによって、避難、救助活動が阻害されたりするなど、様々な問題が発生します。福岡県西方沖地震においてブロック塀倒壊による死者が発生したことを受けて、福岡県では、緊急安全点検調査や対策指導を実施するとともに、ブロック塀等安全対策推進協議会を設置し、ブロック塀安全対策基準等に関する研修会の開催や啓発用リーフレットの配布等を行っています。市でも同様に、ブロック塀倒壊防止をはじめとする建築物全般の安全対策に向けて、今後調査・点検、指導等の継続的な取り組みを実施するとともに、関係部局や関係団体、福岡県と連携を図りながら啓発活動や適正な施工技術の普及等に努め、以下のような啓発活動を検討します。

【ブロック塀の倒壊防止に資する啓発活動】

○住民に対する啓発

新しいブロック塀の施工方法、既存ブロック塀の補強方法について、リーフレットを配布するなど、住民への周知を行います。

○ブロック塀を施工するものに対する周知

ブロック塀の計画・施工に携わる建築関係者に対し、正しい技術の周知を行います。



図 23 ブロック塀倒壊防止リーフレット

資料：福岡県ホームページ

また、本市では、平成 31 年 1 月から、危険度の高いブロック塀等の撤去費用の一部を助成する「うきは市ブロック塀等撤去費補助事業」を実施しており、事業の活用について積極的に紹介していきます。なお、補助の対象となる避難路については、国県市道、通学路、その他災害時の安全や通行を確保する必要があると認める私道を除く一般交通の用に供する道とします。

2) 窓ガラス等の破損・落下防止

福岡県西方沖地震では、窓ガラスの破損・落下による被害が発生しており、落下物対策を講じる必要があります。建築物の窓ガラスの耐震対策については、宮城県沖地震以降、硬化性シーリング材の使用が禁止されるなどの対策が取られていますが、それ以前の建築物については、十分な点検調査を実施し、安全性の低い建築物については、所有者に対して早期点検を促すとともに施工者に対して適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。

3) 天井等の非構造部材の安全性の向上

東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られました。これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等改正が行われています。（平成 26 年 4 月 1 日施行）また、福岡県西方沖地震では、マンションの扉枠等の損壊による閉じ込め等が報告されています。

市は、建築物の所有者・管理者に対して、天井等、柱・梁・耐力壁以外の非構造部材における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事をおこなうように啓発活動を実施します。

4) エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上

福岡県西方沖地震では、エレベーターに閉じ込められて消防隊に救出された例が 20 件報告されています（福岡市消防局調べ）。

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっています。市は、国の社会資本整備審議会建築分科会による「エレベーターの地震防災対策の推進について」の報告書の内容を踏まえ、関係機関と協議の上、必要な対応について所有者・管理者に情報提供を行います。

第4章 計画の実現に向けて

1 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要があります。関係する主体の主な役割を設定し、市は市有建築物の耐震化を図りながら様々な支援を行うことにより、一体的な計画の推進を図ります。また、建築物の耐震化を推進するためには、行政や市民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、市民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備します。

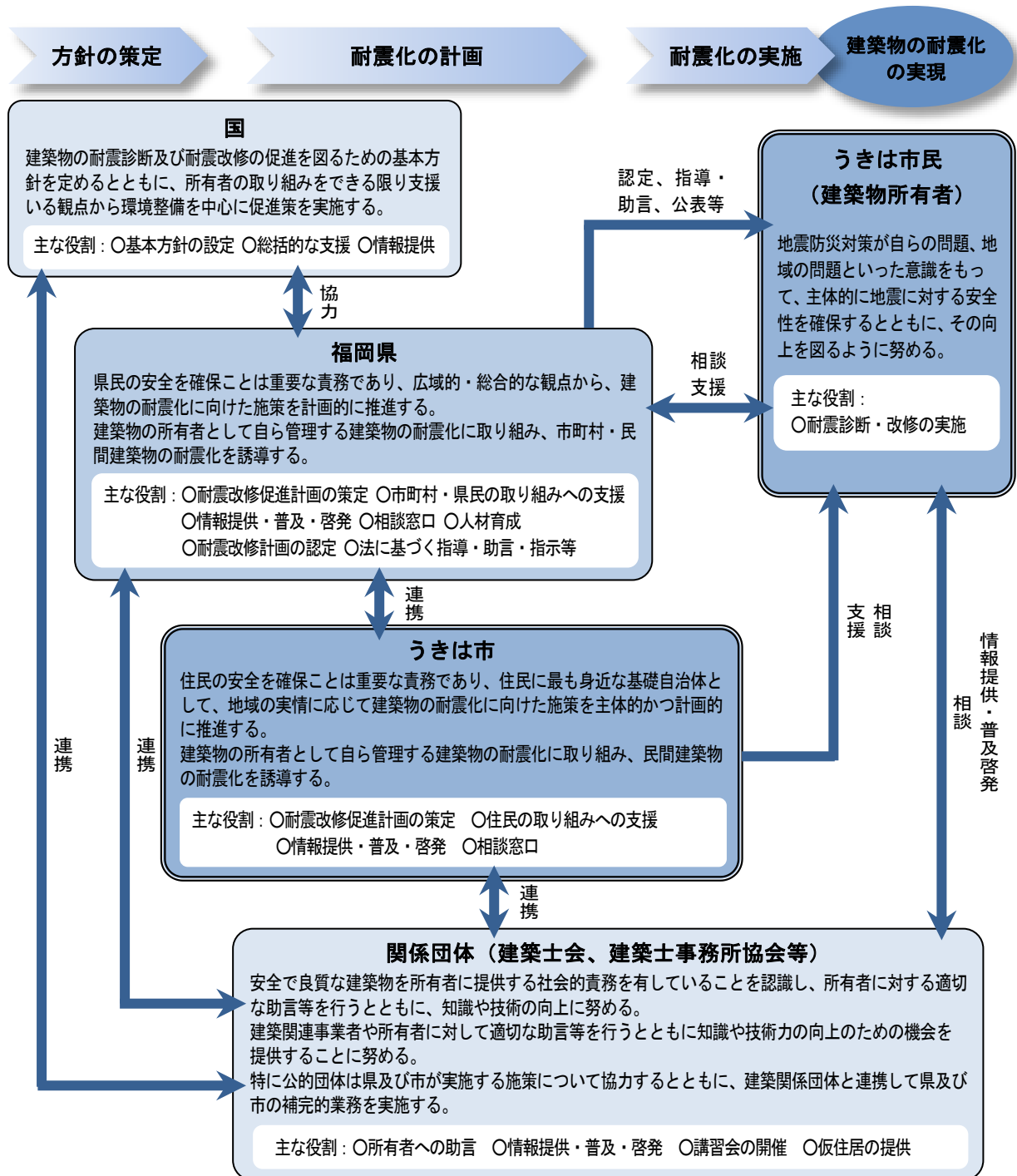


図 24 関係主体の役割分担イメージ

2 計画の進行管理

耐震化目標の達成に向けては、計画の進行管理が重要です。住宅及び民間特定建築物については、福岡県と協力し、『福岡県耐震診断アドバイザー制度』により耐震診断を行った木造戸建て住宅や建築基準法第12条による定期報告制度を活用し、改修の実績把握に努めます。

市促進計画は、耐震診断及び耐震改修の状況を勘案し、必要に応じ検証及び見直しを行います。また、市促進計画を実施するにあたり、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを別途定めることとし、その内容及び進捗状況を公表します。

